

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年5月23日（火） 8：48～9：02

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣
松本剛明 国務大臣（総務大臣）
齋藤健 国務大臣（法務大臣）
林芳正 国務大臣（外務大臣）
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
永岡桂子 国務大臣（文部科学大臣）
加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）
野村哲郎 国務大臣（農林水産大臣）
西村康稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
西村明宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
浜田靖一 国務大臣（防衛大臣）
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）
河野太郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
渡辺博道 国務大臣（復興大臣）
谷公一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
小倉將信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
後藤茂之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
岡田直樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官
磯崎仁彦 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 国会提出案件 5件
- 公布（法律） 4件
- 政令 10件
- 人事 1件
- 配布 2件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ジョージア国」及び「セルビア国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、「令和4年度予備費使用総調書等を国会に提出すること」について、御決定をお願いいたします。本件は、財政法に基づき、予備費の使用調書等の事後承諾を求めるものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書2件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「次世代医療基盤法の一部改正法」外3件が、19日までの参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令10件について、御決定をお願いいたします。まず、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部改正法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年6月1日とするものであり、「同法の施行に伴う関係整備等政令」は、同法により新設される「為替取引分析業」に係る金融機関等の範囲を定める等、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、「F A T F 勧告対応法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年6月1日とするものであり、「犯罪収益移転防止法施行令の一部改正令」は、外国への暗号資産の移転に係る通知義務の対象から除外する国等を定めるものであり、「国際テロリストの財産凍結法施行令の一部改正令」は、規制対象財産として、新たに「電子決済手段」を定める等の措置を講ずるものであります。

次に、「F A T F 勧告対応法の一部の施行期日令」は、同法の一部の施行期日を令和6年4月1日とするものであり、「外国為替令等の一部改正令」は、「外国為替取引等取扱業者」が遵守すべき基準に係る同取扱業者の範囲等を定めるものであります。

次に、「感染症法等の一部改正法の施行に伴う関係整備等政令」は、4類感染症である「サル痘」について、WHOの名称変更に伴い「エムボックス」とする等関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、「毒物及び劇物指定令の一部改正令」は、最新の科学的知見及び薬事・食品衛生審議会の答申を踏まえ、新たに劇物の指定等を行うものであります。

次に、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年6月1日とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。片山日出美外325名の叙位又は叙勲等について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、参議院からの要請に基づき実施した会計検査の結果を参議院に報告した旨、会計検査院から通知があったものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をカンボジアとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「国道改修計画」に約72億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、経済産業大臣。

○西村（康）国務大臣：日本アルコール産業株式会社及び株式会社日本貿易保険の代表権を有する社長につきまして、近く開催される各社の取締役会において、別紙のとおり決議される予定ですが、その決議をそれぞれ認可いたしたいので、御了解願います。

○松野国務大臣：次に、国土交通大臣。

○斉藤国務大臣：東京地下鉄株式会社外2社の代表権を有する会長及び社長について、近く開催される各社の取締役会において、別紙のとおり決議される予定ですが、その決議をそれぞれ認可いたしたいので、御了解願います。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 (令和 5 年) (火)
5 月 23 日

◎ 一 般 案 件

資 料
な し

- ☆ ジョージア国駐劄特命全権大使石塚英樹外 1 名に
交付すべき信任状及び前任特命全権大使今村 朗
外 1 名の解任状につき認証を仰ぐことについて
(決 定) (外 務 省)

◎ 国 会 提 出 案 件

資 料
あ り

- { 1. 令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その 2)
1. 令和 4 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その 2)
1. 令和 4 年度特別会計予算総則第 20 条第 1 項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書
を事後承諾を求めるため国会に提出することについて (決 定) (財 務 省)

〃

- { 1. 参議院議員浜田聡 (女子) 提出インジウム等の水質基準に関する質問に対する答弁書について (決 定) (厚 生 労 働 省)
1. 参議院議員浜田聡 (女子) 提出半導体工場進出が相次ぐ熊本県北部地域における地下水資源の適正利用に関する質問に対する答弁書について (決 定) (経 済 産 業 省)

◎ 公 布 (法 律)

資 料
な し

- ☆ { 1. 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律 (決 定)
1. 著作権法の一部を改正する法律 (決 定)

1. 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（決定）
1. 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（決定）

◎政 令

資料あり
資あり

- 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（金融庁）
- 〃 ○安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（決定）（金融庁・財務省）
- 〃 ○国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（警察庁・財務省）
- 〃 ○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（金融・警察庁・財務省）
- 〃 ○国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（警察庁）
- 〃 ○国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（財務省）
- 〃 ○外国為替令等の一部を改正する政令（決定）（財務・経済産業省）

- 資料あり
資料あり
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（決定）
（厚生労働・財務省）
 - 〃 ○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
（決定）（厚生労働省）
 - 〃 ○気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）
（環境省）

◎人 事

- 資料あり
- ☆元衆議院法制局参事片山日出美外325名の叙位又は叙勲等について（決定）

◎配 布

- ☆会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書
（内閣官房）
- ☆消費者物価指数
（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和5年〕
〔5月23日〕 (火)

◎一般案件

資料なし ○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王
国政府との間の書簡の交換について (決定)
(外務省)

[○署名あり ☆署名なし]